破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９４号
茨城県つくば市花畑１丁目１番地56　ベルベットＫⅡ　305号
債務者　宮本　容如
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０３号
茨城県小美玉市田木谷1049番地３
債務者　ムハマッド　ルスディーこと　ＭＵＨＡＭＭＡＤ　ＲＵＳＤＩ
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０４号
茨城県石岡市東石岡５丁目７番31号グレースヒルズＡ―101
債務者　中澤　一郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０５号
茨城県つくば市並木２丁目３番地５　ルンビーニ並木205号
債務者　平原　香合
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１０号
茨城県つくば市上広岡362番地１　川村住宅１号、住民票上の住所茨城県つくば市天久保２丁目３番地３　稲荷山ハイツ105号
債務者　平山裕博こと　申　　大**澈**
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１６号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1779番地53湯原住宅
債務者　吾妻　聡子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１７号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1779番地53湯原住宅
債務者　吾妻　　光
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第４４１８号
札幌市白石区菊水５条３丁目５番10号　アークコート菊水Ⅱ―302号、申立時の住所札幌市白石区栄通19丁目11番40号　ハーベスト19Ａ―402号
債務者　山本　早弓（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８３号
札幌市東区本町１条４丁目７番42号
債務者　原田　純子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９５０号
札幌市西区発寒８条５丁目２番１―403号
債務者　朝井　依子（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６２号
札幌市北区篠路３条８丁目６番15号　シティハイムユース202号
債務者　市川美紀子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６７号
札幌市北区北24条西２丁目２番14号
債務者　廣瀬　千佳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２６号
札幌市白石区栄通９丁目７番21号　Ｍ&Ｍハイツ302号
債務者　山本　千暖
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３９号
札幌市東区東苗穂12条１丁目６番７―202号
債務者　鈴木　勝夫
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４５号
札幌市中央区南13条西14丁目３番21―204号
債務者　蛯子　正則
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８２号
札幌市北区屯田２条１丁目９番20―904号
債務者　千葉　真梨
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３８９号
札幌市白石区本通９丁目南８番１号　レオパレス21南郷７丁目第12―101号
債務者　磯部　典子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部